

「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金」にかかる Q&A

質問 1. 持株会社も助成の対象とする背景は？

 $A1 \rightarrow$

- ・ 会員事業者の企業グループが持株会社制に移行した場合、会員事業者は自らの意思に反して、自家用燃料供給施設整備支援事業助成金が利用できなくなる可能性があり、会員事業者間の公平性の観点から、こうした事態を救済するために、「傘下の会員事業者が利用する者に限る」という条件付きで、持株会社も認めることとしました。

質問 2. 申請できる持株会社の範囲は？会員事業者との関係は？

A2→

- ・ 会員事業者を支配している持株会社は、『会員事業者の株式を 50%超保有する持株会社』としています。
- ・ 50%超の判断は、持株会社自身が会員事業者の株式を保有する割合に加え、代表者、親族等を含み判断します。判断に迷う場合は、ご相談ください。

質問 3. 50%超保有するかを判断する疎明資料は？

A3→持株会社及び会員事業者の直近決算の確定申告書「別表 2(写)」を受領してください。

[illegible]